

平成 29 年 1 1 月

お客さま各位

## 貯金規定の一部改正について

J A さいかつでは、平成 30 年 1 月 1 日から、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）」が施行されます。

これに伴い、以下の貯金規定を平成 29 年 1 2 月 29 日より一部改正することといたします。

### 【対象となる貯金規定】

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| ①当座勘定規定              | ⑭スーパー定期貯金規定（複利型）     |
| ②普通貯金規定              | ⑮自動継続スーパー定期貯金規定（複利型） |
| ③普通貯金無利息型（決済用）規定     | ⑯大口定期貯金規定            |
| ④総合口座取引規定            | ⑰自動継続大口定期貯金規定        |
| ⑤総合口座（普通貯金無利息型）取引規定  | ⑱期日指定定期貯金規定          |
| ⑥営農貯金規定              | ⑲自動継続期日指定定期貯金規定      |
| ⑦こども貯金規定             | ⑳変動金利定期貯金規定（単利型）     |
| ⑧貯蓄貯金規定              | ㉑自動継続変動金利定期貯金規定（単利型） |
| ⑨通知貯金規定              | ㉒変動金利定期貯金規定（複利型）     |
| ⑩納税準備貯金規定            | ㉓自動継続変動金利定期貯金規定（複利型） |
| ⑪出資予約貯金規定            | ㉔積立式定期貯金規定           |
| ⑫スーパー定期貯金規定（単利型）     | ㉕定期積金規定              |
| ⑬自動継続スーパー定期貯金規定（単利型） |                      |

### 【改正内容】

上記貯金規定のうち④⑤を除く①～⑳について、次の休眠預金等活用法に関する条項を追加します。

- 休眠預金等活用法に係る異動事由
- 休眠預金等活用法に係る最終異動日等
- 休眠預金等代替金に関する取扱い

上記貯金規定のうち④⑤について、次の休眠預金等活用法に関する条項を追加します。

- 休眠預金活用法におけるこの取引に係る取扱い

※ 詳しくは窓口へお問い合わせください。

※ 一部改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。